

熊原第20-009号

令和2年4月6日

原子力規制委員会 殿

神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番5号

原子燃料工業株式会社

代表取締役社長 北川 健一

核燃料物質の加工施設に関する使用前検査申請書に係る変更の届出

令和元年11月7日付け熊原第19-035号をもって申請し、令和2年1月15日付け熊原第20-001号をもって変更を届け出た核燃料物質の加工施設に関する使用前検査申請書について、記載事項の一部を変更したので、核燃料物質の加工の事業に関する規則第3条の5第2項の規定に基づき、別記のとおり届出いたします。

別 記

1. 変更の内容

- (1) 令和元年11月7日付け熊原第19-035号をもって申請し、令和2年1月15日付け熊原第20-001号をもって変更を届け出た申請書別紙の記載事項の「三、工事工程表」について、以下のとおり変更する。（変更箇所を下線で示す。）

(変更前)

三、工事工程表

令和元年10月8日付け原規規発第1910082号及び令和元年12月2日付け原規規発第1912022号をもって設計及び工事の方法の認可のあった加工施設に係る工事工程表を別添1に示す。なお、規制基準に基づく加工事業変更許可に係る加工施設について、今後別途申請する核燃料物質の加工施設に関する設計及び工事の方法の認可（以下「設工認」という。）が認可された後、順次、本使用前検査申請書の工事工程表を変更して届け出する。

(変更後)

三、工事工程表

令和元年10月8日付け原規規発第1910082号及び令和元年12月2日付け原規規発第1912022号をもって認可され、令和2年4月6日付け熊原第20-003号をもって軽微な変更を届け出た核燃料物質の加工施設の変更に関する設計及び工事の方法に係る工事工程表を別添1に示す。なお、規制基準に基づく加工事業変更許可に係る加工施設について、今後別途申請する核燃料物質の加工施設に関する設計及び工事の方法の認可（以下「設工認」という。）が認可された後、順次、本使用前検査申請書の工事工程表を変更して届け出する。

- (2) 令和元年11月7日付け熊原第19-035号をもって申請し、令和2年1月15日付け熊原第20-001号をもって変更を届け出た申請書別紙の記載事項の「四、検査を受けようとする事項、期日及び場所」のうちの「イ. 事項」について、以下のとおり変更する。（変更箇所を下線で示す。）

(変更前)

四、検査を受けようとする事項、期日及び場所

イ. 事 項

令和元年10月8日付け原規規発第1910082号及び令和元年12月2日付け原規規発第1912022号をもって設工認の認可を受けた加工施設に係る検査事項を別添2に示す。なお、規制基準に基づく加工事業変更許可に係る加工施設について、今後別途申請する設工認が認可された後、順次、本使用前検査申請書の検査事項を変更して届け出する。

(変更後)

四、検査を受けようとする事項、期日及び場所

イ. 事 項

令和元年10月8日付け原規規発第1910082号及び令和元年12月2日付け原規規発第1912022号をもって認可され、令和2年4月6日付け熊原第20-003号をもって軽微な変更を届け出た核燃料物質の加工施設の変更に関する設計及び工事の方法に係る検査事項を別添2に示す。なお、規制基準に基づく加工事業変更許可に係る加工施設について、今後別途申請する設工認が認可された後、順次、本使用前検査申請書の検査事項を変更して届け出する。

- (3) 令和元年11月7日付け熊原第19-035号をもって申請し、令和2年1月15日付け熊原第20-001号をもって変更を届け出た申請書別紙の記載事項の「別添1 工事工程表」について、以下のとおり変更する。

(変更前)

認可番号

令和元年10月8日付け原規規発第1910082号

(変更後)

認可番号等

令和元年10月8日付け原規規発第1910082号 (令和2年4月6日付け熊原第20-003号にて軽微な変更の届出)

- (4) 令和元年11月7日付け熊原第19-035号をもって申請し、令和2年1月15日付け熊原第20-001号をもって変更を届け出た申請書別紙の記載事項の「別添2 検査事項」について、以下のとおり変更する。

(変更前)

認可番号

令和元年10月8日付け原規規発第1910082号

(変更後)

認可番号等

令和元年10月8日付け原規規発第1910082号 (令和2年4月6日付け熊原第20-003号にて軽微な変更の届出)

2. 変更の理由

- ・ 令和2年4月6日付け熊原第20-003号をもって届け出た核燃料物質の加工施設の変更に関する設計及び工事の方法の軽微な変更の内容を反映する。

以上